

設計業務委託仕様書

京都コンサートホール大規模改修工事設計業務委託
ただし、建築及び設備工事基本設計業務委託

京都市都市計画局公共建築部公共建築建設課

令和6年11月

第1章 設計業務概要等

1 委託業務名

京都コンサートホール大規模改修工事設計業務委託
ただし、建築及び設備工事基本設計業務委託

2 履行期間

契約の日の翌日から12か月以内

3 本業務の対象となる計画施設概要

- (1) 施設名称 京都コンサートホール
- (2) 施設用途 コン서트ホール
- (3) 所在地 京都市左京区下鴨半木町1番地の26
(別紙1「付近見取図」参照)

4 設計と条件

(1) 敷地条件

ア 敷地面積 約9,900平方メートル

イ 都市計画制限等

(ア) 用途地域	第二種中高層住居専用地域
(イ) 建ぺい率	60%
(ウ) 容積率	200%
(エ) 高度地区	20m第1種高度地区
(オ) 防火地域	法22条区域
(カ) 景観保全	山並み背景型建造物修景地区
(キ) 屋外広告物	第3種地域
(ク) 許認可等	建築基準法第48条第4項(第二種中高層住居専用地域)ただし書きの規定による用途許可 建築基準法第86条の規定による一団地の認定

(2) 施設条件

(対象建築物等の概要)

ア 延べ面積 22,442.3m²

イ 主要構造及び階数 鉄筋コンクリート造 地下2階 地上5階建て

(参考:別紙2 配置図、各階平面図、立面図、断面図)

5 本業務委託の趣旨

京都コンサートホールは、平安建都1200年記念事業の一環として、平成7年10月に開館した京都最大級のクラシック音楽専用ホールである。

本施設は、開館から約30年が経過し、施設・設備の老朽化が進行することで、大規模な改修が必要な状況となっている。今後も音楽芸術文化の力で国内外から選ばれるまちづくりに寄与するため、長寿命化計画に基づく大規模改修を機に、「京都コンサートホール魅力向上方針」(以下「魅力向上方針」という。)を策定した。

本業務委託は、魅力向上方針に基づき「8 主な改修内容」のとおり、基本設計を行う

ものである。

6 業務内容

- (1) 本委託業務はコンサートホールの意匠及び音響性能の維持向上、その他施設の利便性向上を図るため、「5 本業務委託の趣旨」に基づき基本設計を行う。
- (2) 改修前後において「省エネ性能ラベル等作成プログラム（一般社団法人住宅性能評価・表示協会）」等を用いて評価を行い、Z E Bの達成率を確認できる資料を作成する。
- (3) 照明器具、太陽光発電設備、空気調和設備など機器更新や新設に伴い省エネルギーになるものは、改修前後で想定消費電力量等の削減量を算出できる機器リストを作成する。
- (4) デジタルサイネージの新設に当たっては、屋外広告物条例を確認のうえシステムを検討すること。
- (5) 工事中も施設職員が勤務していることを踏まえ、工事区画、仮設電気、仮設水道、停電期間、防災管理等を時系列で検討のうえ仮設計画を作成する。
- (6) 機器の納期、各種工事間の干渉、備品の引っ越し等施設側の準備期間等を考慮し、工事の想定工程表を作成する。
- (7) 業務に当たっては、魅力向上方針に基づき設計を進めること。
(京都コンサートホール魅力向上方針 URL)
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000334028.html>
- (8) その他、上記以外の設計条件の詳細については、本業務において監督員が指示する。

7 事業スケジュール

大規模改修に当たっては、概ね以下のスケジュールを予定している。

令和6～9年度 基本設計・実施設計（設計業務受注者選定期間含む）

令和10～12年度 工事（施工者選定期間含む）

8 主な改修内容

改修内容は、別紙3「京都コンサートホール大規模改修の概要」によることとし、主な改修内容は次のとおり。

(1) 建築工事

便所改修、ホワイエ（2F、4F）及びエントランスホールの特定期間天井対策、エレベーター増設に関連する躯体撤去、設備の更新に関連する内装の撤去・復旧、外壁改修、防水改修、大ホール及び小ホールの内装劣化、損傷部の改修、スロープの新設、厨房の改修、地下立体駐車場撤去

(2) 電気設備工事

受変電設備の更新、照明設備のLED化更新（外灯含む）、イベント用電源の増設（ロビー等）、非常用発電設備の更新、防犯・入退室管理設備（ITV設備）の更新、情報表示設備（電気時計設備の更新、デジタルサイネージの新設）の更新・新

設、自動火災設備の更新、太陽光発電設備の新設

(3) 空調衛生設備工事

空気調和設備の更新、衛生設備の更新

(4) 昇降機設備工事

昇降機設備（エレベーター・エスカレーター）の増設及び更新

(5) 舞台音響設備工事

大ホール、小ホールの舞台音響設備の更新（オールデジタル化）

(6) 舞台照明設備工事

大ホール、小ホールの舞台照明設備（調光盤含む）の更新

(7) 舞台機構設備工事

大ホール、小ホールの舞台吊物及び舞台機構設備の更新

(8) その他

魅力向上方針に資するその他改修工事

9 本業務委託の主な留意事項

- (1) 大規模改修工事は施設を閉館（ただし、施設職員は勤務）したうえで行う。ただし、大ホールでは、施設閉鎖期間中に本大規模改修工事とは別にパイプオルガンのオーバーホールを行うため、閉鎖期間の最後4か月は大規模改修工事との重複は不可となる。
- (2) 本業務委託は、ホールの改修について多様な専門的知識が必要であり、加えて建設時の設計意図を継承していくために、別途契約されるアドバイザーや施設管理者等と協議のうえ設計を進める。主な関係者は次のとおり。

（関係者）

ア 施設管理及び京都市交響楽団の運営（指定管理者）：公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

イ 意匠設計アドバイザー：株式会社磯崎新アトリエ

（業務内容は別紙4「京都コンサートホールの大規模改修に係る意匠設計に関するアドバイザー業務仕様書」参照のこと。ただし、当該仕様書の内容が一部変更になる可能性がある。）

ウ 音響設計アドバイザー：株式会社永田音響設計

（業務内容は別紙5「京都コンサートホールの大規模改修に係る音響設計に関するアドバイザー業務仕様書」参照のこと。ただし、当該仕様書の内容が一部変更になる可能性がある。）

エ パイプオルガンオーバーホール施工者：ヤマハ株式会社

- (3) (2)に記載の株式会社永田音響設計による大ホール及び小ホールの音響測定（建築音響、設備音響）結果及び別途提供する竣工当初の音響測定結果の比較を行い、設計方針に問題が無いか検討を行う。
- (4) ホワイエ及びエントランスホールの特定期間天井改修や照明器具の更新など、一般利用される空間で外観の変更を伴うものは、関係者と協議のうえ建築時の意匠を損なわないものとする。

- (5) 省エネルギー、維持管理の容易さ、及び効率的な維持管理費用の抑制対策の観点から機器選定を行う。また、舞台設備については、各種シミュレーションを実施するなど、運用方法についても関係者との協議を踏まえ検討を行う。
- (6) 機器や工法等の選定にあたっては、発生音や振動がホールに与える影響を検討し、関係者と協議を行い決定する。
- (7) 機器は複数者（概ね３者）から選定できるよう、製造者にヒアリングを行い選定する。その際機器毎の仕様の差異をまとめて性能や操作性等に問題が無いか関係者と協議をする。
- (8) 非常用発電機設備や太陽光発電設備などの重量物の更新、新設にあたっては、建築物の耐荷重に問題がないか構造的な確認を行う。
- (9) 既存昇降機設備の更新は、現行法の適用を検討する。また、既存エスカレーターの更新は、転落防止措置の適用を検討する。
- (10) 舞台音響機器の選定にあたっては、音響シミュレーションを作成し、音響設計アドバイザーの確認を受けること。

10 工事発注区分

工事発注については、下記に示す工種ごとに分離発注を行う予定であり、詳細については監督員が別途指示する。

- (1) 京都コンサートホール大規模改修工事 ただし、建築その他工事
（８に示す建築工事、昇降機設備工事、舞台機構設備工事を一括）
- (2) 京都コンサートホール大規模改修工事 ただし、電気設備その他工事
（８に示す電気設備工事、舞台音響設備工事、舞台照明設備工事を一括）
- (3) 京都コンサートホール大規模改修工事 ただし、空調衛生設備工事
（８に示す空調衛生設備工事）

第２章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1 一般業務

一般業務の内容は、令和６年国土交通省告示第８号（以下「告示」という。）別添一第１項に掲げるものとし、範囲は別表第１－１のとおりとする。
なお、別表第３－１及び別表第３－２に業務内容の補足を記載している。

2 追加業務

追加業務の内容及び範囲は、別表第２に記載のとおりとする。
なお、別表第３－１及び別表第３－２に業務内容の補足を記載している。

第３章 業務の実施

1 業務の着手

受注者は、契約締結後 14 日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が、本市の監督員と打合せを開始することをいう。

2 業務条件

受注者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 本書第 1 章及び第 2 章の内容、適用基準図書及び別添の資料に基づき業務を行う。
- (2) 監督員と十分に連絡を取りながら業務を進めるとともに、主な設計方針等については、監督員の指示又は承諾を得る。
- (3) 各種関係法令及び基準等を遵守する。
- (4) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 計算書に、計算に使用した理論、公式、適用基準等並びにその計算過程を明記するものとする。
- (6) 計画通知申請が必要な場合は、建築基準法及び建築士法に規定する設計者は、受注者とする（計画通知図書及び実施設計図書に建築士法第 20 条の規定に基づく表示を行うこと。）。
- (7) 計画通知図書の審査及び建築物等の完了検査の結果、建築基準関係規定に適合しないことが認められたときは、受注者の負担により責任をもって適法な図面とする。ただし、計画の変更に係る措置（設計段階では、予測不可能な施工上の条件等の変更及び施工者による施工不良等による計画の変更等を除く。）については、発注者及び受注者との協議によるものとする。
- (8) 対象となる建築物は、新耐震基準にて設計されたものであるが、第 1 章 9(2)及び(4)の工事に伴い、非常用発電機の更新及び太陽光発電設備の新設等機器の新設・更新に伴う積載荷重の増加やエレベータ増設による構造躯体の撤去について、構造躯体の安全性の検討を行い、必要に応じて対策案を作成すること。
- (9) 特定天井対策は、国土交通省告示第 771 号第 3 に規定する計算ルートの検証を行うものとし、複数案を提示、比較のうえ、最適な仕様を検討すること。

3 電子納品

- (1) 業務は電子納品の対象業務とする。電子納品は、「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領(案)」に基づいて行うものとする。本業務の電子納品対象書類は、基本設計説明書、各種計算書、省エネルギー関係計算書のほか、別表第 4 - 1 及び別表第 4 - 2 にて指定するものとする。
- (2) 図面等を CAD により作成する際は、建築 CAD 図面作成要領(案)（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成するものとし、レイヤの構成は、この作成要領(案)のレベル 2 を満足すること。
- (3) 電子納品の成果物は、電子媒体(CD-R 等)で正、副各 1 部提出する。
電子納品の成果物に加え、設計図のみを電子媒体(CD-R 等)で 1 部提出すること。
- (4) 電子納品の成果物の提出の際には、電子成果物作成支援・検査システム（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。
- (5) その他、電子納品に関する詳細な取扱については、監督員と受注者で協議のうえ、決定する。

4 適用基準等

業務の遂行に当たっては、第 3 章 13 の貸与品等、第 3 章 2 の業務条件によるほか、次の内容が記載された国土交通大臣官房官庁営繕部・国土交通省住宅局建築指導課・その他官公署監修の図書を熟知し、適切に行うものとする。適用基準等で市販されているものに

については、受注者の負担において備えるものとする。

(1) 建 築

- ア 設計指針に関するもの
- イ 各部設計の指針に関するもの
- ウ 設計図書の一部として作成されているもの
- エ 積算に関するもの
- オ その他

(ア～オの詳細は後述の適用基準図書の一覧(1) 建築による。)

(2) 設 備

- ア 設計指針に関するもの
- イ 設計図書作成に関するもの
- ウ 設計図書の一部として作成されているもの
- エ 積算に関するもの
- オ その他

(ア～オの詳細は後述の適用基準図書の一覧(2) 設備による。)

5 特殊な工法等

受注者は、特殊な工法・材料・製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ、監督員と協議し承諾を受けなければならない。

6 提出書類等

受注者は、業務の各段階において、次の書面をすみやかに提出しなければならない。

(1) 契約締結後

- ア 業務工程表 2 部
- イ 管理技術者等通知書（管理技術者及び設計担当者の経歴書並びに資格を有することの証明書の写し（原本は提示）を含む。） 2 部
- ウ 再委託承諾申請書（協力事務所がある場合、その事務所概要と担当技術者名簿） 2 部
- エ その他監督員が指示するもの

(2) 前払時（前払金を請求する場合）

- ア 前払に係る委託料支払請求書 2 部
- イ 保証証書 正 1 部 副 1 部
- ウ 振込依頼書（必要時） 1 部

(3) 完了時

- ア 完了通知書 2 部
- イ 成果物納入届 2 部
- ウ 請求書 2 部
- エ 振込依頼書（必要時） 1 部

7 プロポーザル方式による手続を経て業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式による手続を経て設計業務を受注した場合には、本市が特別の理由があると認めた場合を除き、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行しなければならない。

8 再委託

業務委託契約書（以下「契約書」という。）第10条第1項に規定する主たる部分は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分とする。

なお、契約書は、本市行財政局管財契約部契約課のホームページに掲載している。

(URL : <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)

9 特許権等の使用

受注者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

10 監督員の権限

契約書第13条第2項で定める監督員の権限は、同項各号に掲げるとおりとする。

11 管理技術者等の資格要件

(1) 管理技術者の資格要件

受注者は、業務遂行に当たって、実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある管理技術者1名を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて監督員に提出し、承諾を得るものとする。

管理技術者は、本業務に係る設計趣旨及び内容を総括的に反映できる者とし、1級建築士資格取得後5年以上の建築設計の実務経験を有する者でなければならない。また、管理技術者は、(2)の設計担当技術者等を兼ねることができない。

なお、業務履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と監督員がみなした場合は、受注者は、すみやかに適切な措置を講じるものとする。

(2) 受注者は、次の各号に掲げる設計担当技術者等を選定しなければならない。

なお、業務履行期間中において、設計担当技術者等が業務を担当するに当たり、著しく不適当であると監督員がみなした場合は、受注者は、すみやかに適正な措置を講じるものとする。

ア 建築設計担当技術者

建築設計担当技術者は、第1章8に記載の建築工事及び昇降機設備工事に係る業務を担当し、また舞台機構設備工事に係る業務を統括する者とし、次の(ア)～(イ)のいずれかに該当する者とする。

(ア) 一級建築士資格取得後2年以上の建築設計の実務経験を有する者

(イ) 二級建築士資格取得後7年以上の建築設計の実務経験を有する者

注 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。

一般事務等とは、建築設計との関連が少なく建築設計に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図、設計補助等）、建築に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

イ 電気設計担当技術者

電気設計担当技術者は、第1章8に記載の電気設備工事に係る業務を担当し、また舞台音響設備工事、舞台照明設備工事に係る業務を統括する者とし、次の(ア)～(カ)のいずれかに該当する者とする。

(ア) 設備設計一級建築士で電気設備設計の実務経験を有する者

(イ) 建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者

(ウ) 1級電気工事施工管理技士資格取得後3年以上の電気設備設計の実務経験を有する者

注1 上記(ウ)に記す実務経験の2分の1を上限として、「電気設計の実務経験」を「電気設備工事施工の実務経験」に読み替えることができるものとする。

注2 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。

一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図、設計補助等）、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

ウ 機械設計担当技術者

機械設計担当技術者は、第1章8に記載の空調衛生設備工事を担当するものとし、次の（ア）～（キ）のいずれかに該当する者とする。

- （ア） 設備設計一級建築士で機械設備設計の実務経験を有する者
- （イ） 建築設備士で機械設備設計の実務経験を有する者
- （ウ） 1級管工事施工管理技士資格取得後3年以上の機械設備設計実務経験を有する者
- （エ） （公社）空気調和・衛生工学会の設備士資格取得後3年以上の機械設備設計実務経験を有する者
- （オ） 大学（機械に関する専門課程）卒業後5年以上の機械設備設計実務経験を有する者
- （カ） 高等学校（機械に関する専門課程）卒業後8年以上の機械設備設計実務経験を有する者
- （キ） 10年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

注1 上記（ウ）～（キ）に記す実務経験の2分の1を上限として、「機械設計の実務経験」を「機械設備工事の施工実務経験」に読み替えることができるものとする。

注2 「機械に関する」とは、「機械」「建築」など建築設備（機械設備）と関連のある名を冠する学科をいう。

注3 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。

一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図、設計補助等）、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

エ 舞台音響設計担当技術者

固定席400席以上の客席数を有する音楽ホール、劇場及び多目的ホール等の音響設計実務経験がある者とする。イの電気設計担当技術者が舞台音響設計担当技術者を兼ねることができる。

オ 舞台照明設計担当技術者

固定席400席以上の客席数を有する音楽ホール、劇場及び多目的ホール等の舞台照明設計実務経験がある者とする。イの電気設計担当技術者が舞台照明設計担当技術者を兼ねることができる。

カ 舞台機構設計担当技術者

固定席400席以上の客席数を有する音楽ホール、劇場及び多目的ホールの舞台機構設計実務経験がある者とする。アの建築設計担当技術者が舞台機構設計担当技術者を兼ねることができる。

キ その他の技術者

設計する建築物が、建築士法の規定により構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士に構造関係規定又は設備関係規定に適合するかどうかの確認を求めることが義務付けられている場合、当該資格を有する者に当該規定に適合しているかどうかを確認するものとする。

12 照査技術者

受注者は、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて監督員に提出して承諾を得るものとする。照査技術者は、一級建築士資格取得後5年以上の実務経験を有する者でなければならない。また、照査技術者は、管理技術者及び設計担当技術者を兼ねることができない。

なお、業務履行期間中において、その者が照査技術者として著しく不適当と監督員がみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講じるものとする。

13 貸与品等

契約書第20条第1項に定める貸与品等は次のとおりとする。

(1) 貸与品

品名	数量	摘要
設計業務委託要領	1	ファイル綴じ
既存図面（本市保管分のみ）	1	ファイル綴じ
構造計算書	1	製本
京都コンサートホールの機能維持・長寿命化に向けた改修・整備計画	1	ファイル綴じ

(2) 支給品

品名	数量	摘要
音響検査・測定結果報告書（竣工時）	1	PDF データ

(3) 引渡等の場所

- ア 引渡場所 公共建築建設課
- イ 返却場所 公共建築建設課

(4) 引渡等の時期

- ア 引渡時期 業務着手時
- イ 返却時期 業務完了時

(5) 注意事項

受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

14 委託料の支払い条件（債務負担行為に基づく2か年契約）

委託料は下記条件で支払う。ただし、前払金の支払いは、受注者より請求があった場合のみ支払う。

(1) 前払金

支払年度：令和7年度
金額：委託料の30%以内

(2) 部分払

部分払は行わない。

(3) 完成払

完了後に支払う。

15 部外折衝等

- (1) 受注者は、業務に先立ち現地調査を行い、現況を十分把握すると共に、特筆すべき内容は、監督員に書面により報告する。

- (2) 受注者は、業務の実施に当たって、関係官公署等と部外折衝を要する場合は、すみやかに監督員に書面により報告し、その指示に従い処理する。また、必要な申請業務は受注者が行う。

16 打合せ及び打合せ記録

受注者は、監督員及び関係官公署等との打合せを行った場合は、すみやかに打合せ記録を作成し、その都度、監督員に提出する。

17 条件変更等

受注者は、契約書第22条第1項各号の一に該当する事実を発見したときは、同項の規定により、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

18 一時中止

京都市は、受注者が契約書及び設計図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、必要と認めた場合は、契約書第24条第2項の規定に基づき、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

19 履行期間の変更

受注者は、契約書第27条の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表及びその他監督員が必要とする資料を提出しなければならない。

20 修補

受注者は、検査に合格しなかった場合は、契約書第36条第5項の規定に基づき、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、監督員を通じて、契約書第36条に規定する検査員（以下「検査員」という。）の指示に従うものとする。

21 成果物

- (1) 成果物の図面は原則として第二原図としてはならない。なお、やむを得ず使用する場合は、白焼後の判読が容易で、設計変更等による加筆・修正が行えるものとする。
- (2) 引渡しの成果物を、機械で読み取ることができる媒体によって提出することを指定された場合の著作権は、京都市に無償で譲渡する。
- (3) 業務完了後15年間は受注者において成果物の設計図書等の写しを保存する。ただし、監督員が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。
- (4) 設計図書において、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、標準仕様書に基づく種別、JIS規格及びJAS規格の型番等の記載によることを原則とするが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合又は、設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、以下に従い参考として製造者（メーカー）名及び型番等を記載することができる。
- ア 記載する製造者数は、原則3者以上とし、記載した製造者の少なくとも1者以上の型番等を記載する。
- イ 製造者名及び型番等を記載する場合は、同等品以上の採用を認める旨の注書を併記する。ただし、設計上の理由で製品等を指定（特定）する必要がある場合は、この限りでない。

- (5) 受注者は、監督員が指示し、これを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

22 検査及び引渡し

- (1) 業務の完了を確認するための検査日時及び検査を行う場所は、受注者から業務完了通知が提出された後、検査員が決定する。
- (2) 受注者は、あらかじめ成果物を整備のうえ、決定された検査日時及び検査場所にて、業務の完了を確認するための検査を受ける。
- (3) 前号の検査は、受注者の立会のうえ、次に掲げる事項について行うものとする。
- ア 成果物の検査
- イ 業務管理状況の検査（業務の状況について、打合せ記録等により検査を行う。）
- (4) 成果物の部分引渡しを行う場合は、前3号中「業務」とあるのは「部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「部分に係る成果物」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- (5) 受注者が引渡す成果物は、別表第4 - 1 及び別表第4 - 2 の該当欄に○印のある成果物とする。

23 引渡し前における成果物の使用

京都市は、受注者の承諾を得た場合は、契約書第38条第1項の規定により、引渡し前においても、成果物の全部又は一部を使用することができる。

24 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者と発注者の間で協議を行うものとする。

25 業務連絡網

(京 都 市)

受注者→←都市計画局公共建築部公共建築建設課→←事業所管局(文化市民局)

(適用基準図書の一覧) ※下記資料等は必ず最新版を使用すること。

(1) 建 築

ア 設計指針に関するもの

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (ア) 建築設計基準及び同解説 | (一社)公共建築協会 |
| (イ) 官庁施設の基本的性能基準 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| (ウ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| (エ) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |

イ 各部設計の指針に関するもの

- | | |
|---|-------------------|
| (ア) 建築構造設計基準及び同解説 | (一社)公共建築協会 |
| (イ) 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例 (整備マニュアル) 京都市都市計画局建築指導部 | |
| (ウ) 構内舗装・排水設計基準及び同解説 | (一社)公共建築協会 |
| (エ) 京都市雨水流出抑制施設設置技術基準 | 京都市上下水道局 |
| (オ) 建築構造設計基準の資料 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 |
| (カ) 京都府災害からの安全な京都づくり条例 | 京都府府民生活部防災消防企画課 |

ウ 設計図書の一部として作成されているもの

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (ア) 公共建築改修工事標準仕様書/建築工事編 | (一財)建築保全センター |
| (イ) 公共建築工事標準仕様書/建築工事編 | (一社)公共建築協会 |
| (ウ) 建築物解体工事標準仕様書・同解説 | (一社)公共建築協会 |
| (エ) 公共建築物木造工事標準仕様書 | (一社)公共建築協会 |
| (オ) 文部科学省建築工事標準仕様書 | 文部科学省大臣官房文教施設企画部 |
| (カ) 擁壁設計標準図 | (一社)公共建築協会 |
| (キ) 敷地調査共通仕様書 | (一社)公共建築協会 |
| (ク) 建築工事標準詳細図 | (一社)公共建築協会 |

エ 建築積算に関するもの

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| (ア) 標準単価使用マニュアル | 京都市都市計画局 |
| (イ) 公共建築工事積算基準 | (一財)建築コスト管理システム研究所 |
| (ウ) 公共建築工事積算基準の解説/建築工事編 | (一財)建築コスト管理システム研究所 |
| (エ) 建築数量積算基準・同解説 | (一財)建築コスト管理システム研究所 |
| (オ) 建築工事内訳書作成要領/建築工事編・設備工事編 | (一財)建築コスト管理システム研究所 |
| (カ) 建築工事見積標準書式集/建築工事編 | (一財)建築コスト管理システム研究所 |
| (キ) 建設工事標準歩掛 | (一財)建設物価調査会 |
| (ク) 工事歩掛要覧 | (一財)経済調査会 |
| (ケ) 営繕積算システム RIBC 内訳書作成システム | (一財)建築コスト管理システム研究所 |

オ その他

- | | |
|----------------------|----------------|
| (ア) 木造計画・設計基準 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| (イ) 確認申請事前調査報告書 | 京都市都市計画局建築指導部 |
| (ウ) 京都市公共建築デザイン指針 | 京都市都市計画局 |
| (エ) 京都市公共建築物脱炭素仕様 | 京都市 |
| (オ) 京都市版建築法令実務ハンドブック | 京都市都市計画局建築指導部 |
| (カ) その他関係法令 | |

(適用基準図書の一覧) ※下記資料等は必ず最新版を使用すること。

(2) 設 備

ア 設計指針に関するもの

- | | |
|-----------------------------------|--------------------|
| (ア) 建築設備計画基準 | (一社)公共建築協会 |
| (イ) 建築設備設計基準 | (一社)公共建築協会 |
| (ウ) 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説 | (一社)公共建築協会 |
| (エ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 | 国土交通省官庁営繕部 |
| (オ) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 | 国土交通省官庁営繕部 |
| (カ) 建築設備耐震設計・施工指針 | (一財)日本建築センター |
| (キ) 建築設備設計・施工上の運用指針 | (一財)日本建築設備・昇降機センター |
| (ク) 建築物の省エネルギー基準に準拠した算定・判断の方法及び解説 | (一財)建築環境 省エネルギー機構 |
| (ケ) 防災設備に関する指針 | (一社)日本電設工業協会 |
| (コ) 避雷設備関係法令集-JIS 規格とその解説- | 避雷設備工業協同組合 |
| (サ) 昇降機技術基準の解説 | (一財)日本建築設備・昇降機センター |
| (シ) 昇降機・遊戯施設 設計施工上の指導指針 | (一財)日本建築設備・昇降機センター |
| (ス) 給排水設備技術基準・同解説 | (一財)日本建築センター |
| (セ) 換気・空調設備技術基準・同解説 | (一財)日本建築設備・昇降機センター |
| (ソ) 換気用耐火二層管工法の設計施工指針 | (一財)日本建築センター |
| (タ) ガス機器の設置基準及び実務指針 | (一財)日本ガス機器検査協会 |
| (チ) 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針 | (一財)日本ガス機器検査協会 |
| (ツ) 新・排煙設備技術指針 | (一財)日本建築センター |
| (テ) 浄化槽の構造基準・同解説 | (一財)日本建築センター |
| (ト) 消防用設備等の運用基準 | (一社)京都消防設備協会 |

イ 設計図書作成に関するもの

- | | |
|---------------------|------------|
| (ア) 建築設備設計計算書作成の手引き | (一社)公共建築協会 |
|---------------------|------------|

ウ 設計図書の一部として作成されているもの

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (ア) 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) | (一財)建築保全センター |
| (イ) 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) | (一社)公共建築協会 |
| (ウ) 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) | (一社)公共建築協会 |
| (エ) 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) | (一財)建築保全センター |
| (オ) 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) | (一社)公共建築協会 |
| (カ) 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) | (一社)公共建築協会 |

エ 積算に関するもの

- | | |
|-----------------------------------|--------------------|
| (ア) 標準単価使用マニュアル 京都市都市計画局 | |
| (イ) 公共建築工事積算基準 (一財)建築コスト管理システム研究所 | |
| (ウ) 公共建築工事積算基準の解説/設備工事編 | (一財)建築コスト管理システム研究所 |
| (エ) 建築設備数量積算基準・同解説 | (一財)建築コスト管理システム研究所 |
| (オ) 営繕積算システム RIBC 内訳書作成システム | (一財)建築コスト管理システム研究所 |

- | | |
|---------------------------------|--------------------|
| (カ) 建築工事内訳書標準書式・同解説/建築工事編・設備工事編 | (一財)建築コスト管理システム研究所 |
| (キ) 水道事業実務必携 | 全国簡易水道協議会 |
| オ その他 | |
| (ア) 木造計画・設計基準 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| (イ) 確認申請事前調査報告書 | 京都市都市計画局建築指導部 |
| (ウ) 京都市公共建築デザイン指針 | 京都市都市計画局 |
| (エ) 京都市公共建築物脱炭素仕様 | 京都市 |
| (オ) 京都市版建築法令実務ハンドブック | 京都市都市計画局建築指導部 |
| (カ) その他関係法令 | |

第4章 別表

別表第1 - 1

基本設計に係る一般業務の範囲（建築・電気設備・機械設備）

告示8号の業務内容		業務内容	適用	備考
設計条件等の整理	条件整理	耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。	全部	
	設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。	全部	
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。	全部	
	計画通知に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、計画通知を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	全部	
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。	全部	
基本設計方針の策定	総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。	全部	
	基本設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。	全部	
基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、発注者及び関係者と協議の上、基本設計図書を作成する。	全部	
概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。	全部	概算工事費の検討にあたり必要な見積徴収を含む
基本設計内容の発注者への説明等		基本設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提出し、発注者に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。	全部	

適用欄の文字の意味は下記のとおりとする。

全部：業務内容の全てを受注者の業務とする。
部分的：業務内容を部分的に受注者の業務とする。
対象外：業務内容の全てを受注者の業務としない。

別表第2

追加業務の範囲（建築・電気設備・機械設備）

業 務 内 容	業 務 概 要	適用	備 考
建 築 積 算	積算数量算出書、単価作成資料、見積の徴集、見積検討資料等の作成	—	
電 気 設 備 積 算	積算数量算出書、単価作成資料、見積の徴集、見積検討資料等の作成	—	
機 械 設 備 積 算	積算数量算出書、単価作成資料、見積の徴集、見積検討資料等の作成	—	
建築物の劣化状況の調査	対象となる建築及び設備について、劣化状況の調査及び報告書の作成	全部	
透 視 図 の 作 成	種類 (2) 大きさ (A3) 枚数 (必要数) 材質 (カラー)	対象外	
模 型 作 製	縮尺 () 主要材料 () ケースの有無 () 材質 ()	対象外	
模 型 の 写 真 撮 影	カット枚数 () 判の大きさ () 白黒・カラーの別 () 電子データ ()	対象外	
計 画 通 知 申 請 手 続 き	計画通知の申請手続き	対象外	
関係法令に基づく各種申請手続き	各種申請書作成業務及び申請手続き業務	—	各種申請書作成業務は一般業務に含む
概 略 工 事 工 程 表	概略工事工程表の作成	全部	
住民説明等に必要な資料	必要資料等の作成、説明会の出席（法令に基づくものは除く）	対象外	
日 影 図 の 作 成	申請手続きに必要な日影図の作成 （敷地全体、既存建築物も対象）	対象外	
総合的な環境保全性能に関する検討・評価	CASBEE 等の検討・評価資料の作成	対象外	
テ レ ビ 電 波 受 信 障 害 地 域 調 査	近隣家屋へのテレビ電波受信障害発生範囲の机上検討を行う	対象外	
測量調査	現況敷地の平面・高低、横断断面等の調査・測量及び図面の作成	対象外	

適用欄の文字の意味は下記のとおりとする。

全部：業務内容の全てを受注者の業務とする。

部分的：業務内容を部分的に受注者の業務とする。

対象外：業務内容の全てを受注者の業務としない。

別表第3 - 1 (業務委託の範囲の補足、建築)

委 託 内 容		該当印	業 務 概 要
基 本 設 計	計画に関する調査協議	○	敷地及び周辺状況の調査
			関係法令の調査、関係官公署との協議
			施設管理者の要望及び施設利用条件の整理
		—	類似施設調査
	敷 地 調 査 等	○	既存建物、工作物、樹木、排水設備、電気設備、機械設備等の調査・測量及び図面の作成
		○	現況敷地の平面・高低、横断断面等の調査・測量及び図面の作成
		—	真北測定
	計 画 ・ 検 討	○	計画の経済性、施工性、安全性、機能性等の比較検討
		○	使用材料（性能、耐久性、実績、市場性等）の比較検討
		○	各種技術資料の収集と比較検討
		○	耐震仕様の検討
		○	環境対策・省エネ・省資源の検討
		○	音響シミュレーションを用いること等による計画の検討
		○	バリアフリー、ユニバーサルデザインの検討
		○	建築意匠及び周辺景観との調和について検討
		○	許認可を所管する処分庁が要求する説明資料
		○	別途工事との調整（大ホールパイプオルガンオーバーホール）
	配置計画の検討	—	敷地利用計画
	設計説明書の作成	○	実施設計方針（調査・協議・計画・検討のまとめ）
			計画概要・基本計画図・基本設計図等の作成（屋外付帯工事含む）
	概略工事工程表の作成	○	閉館時期を考慮した工程表作成
	工事費概算書の作成	○	種目及び主な科目毎の概算（工事費概算書は基本設計の業務中に予算範囲内である検証を行いながら、基本設計図書等に基づき作成する。）

別表第3 - 2（業務委託の範囲の補足、設備）

委 託 内 容		該当印	業 務 概 要
基 本 設 計	計画に関する調査協議	○	現地調査、企業者協議（電力、電話、ガス、上下水道）
		—	テレビ電波障害地域机上検討
		○	関係法令の調査、関係官公署との協議
		○	施設管理者の要望、施設利用条件の整理
		—	類似施設調査
	計 画 ・ 検 討	○	設備方式の検討（比較検討を含む）
			技術資料の収集、使用機材の検討
			計画数値の検討、主要機器概算容量の算出
		○	耐震仕様の検討・環境対策・省エネ・省資源の検討
			維持管理（LCC、資格者、法定・自主点検等）の検討
			改修範囲内の照明、及び空調衛生に関する計画・設計
			ホール内舞台音響・舞台照明・舞台機構等の計画検討
			光熱水費（電気、水道、ガス）、エネルギー消費量、CO ₂ 排出量の試算及び標準施設との比較、
			効率的なエネルギーマネジメントシステムの検討
			設備スペース、主要機材の配置、主要機器搬出入経路
			他工事との調整
	設計説明書の作成	○	実施設計方針（調査・協議・計画・検討のまとめ）
	工事費概算書の作成	○	設備科目毎（舞台関係含む）の概算

別表第4 - 1（引渡し成果物、建築）

別表第1 1（計画・設計・建築）

該当印	名 称	提出部数		備 考
		原 紙	複 写	
基本設計				
○	設計説明書	6	一	設備と合冊（タイトル印刷付製本）
○	法令調査報告書	1	1	データ共
○	敷地調査報告書（現況図、現場写真）	1	1	現況図，現況写真，データ共
○	基本設計図書（調査・協議書）	1	1	データ共
○	〃（計画・検討書）	1	1	データ共
○	〃（配置計画図）	1	1	データ共
○	〃（工事費概算書）	1	1	データ共
○	各種技術資料・検討記録	1	1	データ共
○	京都市公共建築デザイン協議会説明資料	1	1	設備と合冊 データ共

※ 備考欄にデータの特記のあるものは、データ及び紙の出力の両方を提出する。

※ すべての成果物は、原則としてA4版のファイル（表紙と背表紙にタイトル付）にて提出するものとする。

※ 電子納品の対象となった成果物については、データも提出すること。

別表第 4 - 2 (引渡し成果物、設備)

該当印	名 称	提出部数		備 考
		原 紙	複 写	
基本設計				
○	設計説明書	6	一	建築と合冊（タイトル印刷付製本） データ共
○	法令調査報告書	1	1	
○	敷地調査報告書（現況図、現場写真）	1	1	
○	基本設計図書（調査・協議書）	1	1	データ共
○	〃（計画・検討書）	1	1	データ共
○	〃（配置計画図）	1	1	データ共
○	〃（工事費概算書）	1	1	データ共
○	〃（屋外付帯）	1	1	データ共
○	各種技術資料・検討記録	1	1	データ共
○	京都市公共建築デザイン協議会説明資料	1	1	建築と合冊 データ共

※ 備考欄にデータの特記のあるものは、データ及び紙の出力の両方を提出する。

※ すべての成果物は、原則として A 4 版のファイル (表紙と背表紙にタイトル付) にて提出するものとする。

※ 電子納品の対象となった成果物については、データも提出すること。